

漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について



令和2年5月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ガイドラインの全体像（目次）

I はじめに

II 漁業系廃棄物処理ガイドラインの目的と適用範囲

1. 目的
2. 適用範囲

III 漁業系廃棄物の現状

1. 漁業系廃棄物の定義
2. 漁業系廃棄物の発生量・予測量
3. 漁業系廃棄物の問題点

IV 漁業系廃棄物対策の現状

1. 水産庁における漁業系廃棄物対策
(漁業系廃棄物計画的処理推進指針)
2. 漁業系廃棄物の計画的処理と地方公共団体の
廃棄物処理計画

V 漁業系廃棄物の処理方法

1. 漁業系廃棄物等の処理の優先順位
2. 分別・保管
3. 自己運搬
4. 自己処理
5. 委託処理
6. 循環的な利用
7. 不適正処理の防止
8. その他

参考資料

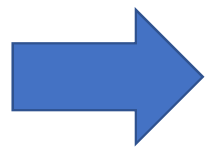
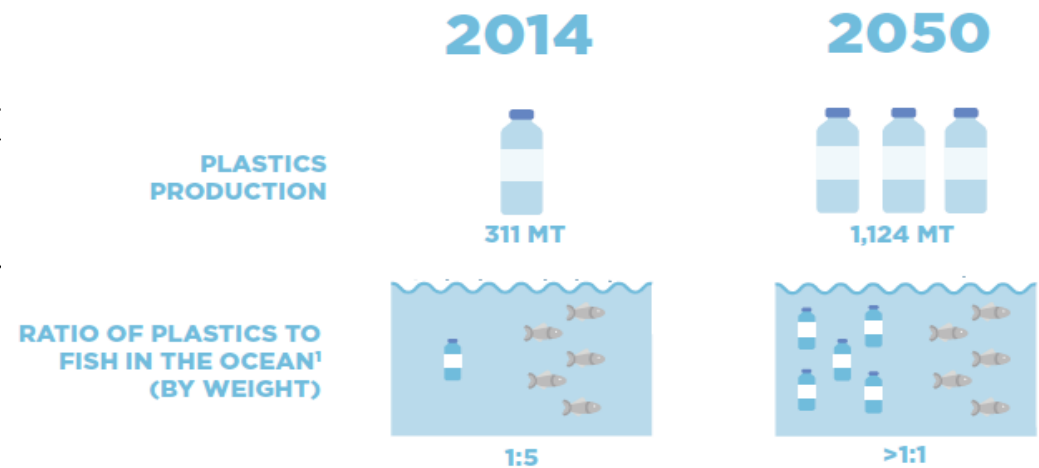
- 1 廃棄物処理法等の改正について
- 2 委託契約について
- 3 マニフェストシステム
- 4 産業廃棄物処理の委託先について
- 5-1~5-6
循環的な利用の事例について
- 6 関係通知
- 7 漁業系廃棄物処理ガイドライン改訂委員会委員名簿

はじめに（ガイドライン改訂の背景）

・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が度々改正されてきたことや、循環型社会の形成や海洋保全を目的とした各種関係法令が整備されてきたため、現行の法令を踏まえた適切な漁業系廃棄物の処理の仕方を関係者に改めて広く伝達する必要性が生じている。

・ 2050年には、海洋プラスチックごみ量は重量ベースで魚の量（7億5千万トン）を超過すると推定※されており、漁業への影響も懸念されているところである。

※ 世界経済フォーラムの報告書（2016）より



令和元年5月に関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の中に、本ガイドライン及び漁業系廃棄物処理計画策定指針の更新・周知を図ることが盛り込まれた。

II ガイドラインの目的と適用範囲

目的

- ・ 漁業系廃棄物等の適正な処理だけでなく、発生抑制、再使用、再生利用及び熱回収を推進することを新たに記載した。
- ・ 循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物処理法に従った具体的な処理手順だけでなく、発生抑制や循環的な利用の方法及びその事例等を新たに示した。

適用範囲

- ・ 漁業者のみならず、地方公共団体、廃棄物処理業者、漁業系廃棄物等の循環的な利用を行うメーカー、漁業用資材のメーカー等を対象とした。

III 漁業系廃棄物の現状①

分類表の更新

- ・ より幅広い漁業種類に対応した分類表に更新
- ・ 漁業者にとって理解しやすい構成（物 → 一般/産業廃棄物の区分）に変更

廃プラスチック類の分類例、分類表

■ 漁網



■ 化繊ロープ類



■ 養殖いけす用網



■ 硬質フロート 資材（ブイ、浮子類）






■ 包装資材 （ビニール袋、 PPバンド）



■ プラスチック養殖用 資材(カキ養殖用パイプ等)



| 廃棄物の種類 | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
|--|-------|------------|
| 廃プラスチック類 ■ 漁網  ■ 化繊ロープ類  ■ 硬質フロート（ブイ、浮子類）  ■ 包装資材（ビニール袋、PPバンド）  ■ 漁網と化繊ロープ類の混合物 ■ 船舶、燃糸 ■ 発泡スチロール製フロート ■ 合成ゴム製おもり ■ アナゴ筒（筒、フタ） ■ プラスチックパレット ■ 発泡スチロール製魚箱 ■ 化学繊維ワエス類 ■ FRP 船 ■ プラスチック製のこ登 | | ● |
| + 金属くず、特害廃棄物 ■ バッテリー | | ● |
| ゴムくず ■ 天然ゴム製おもり | | ● |
| 金属くず ■ 廃缶類 ■ 廃ワイヤー類 ■ おもり(鉛) ■ 鋼船 | | ● |
| 陶磁器/ガラスくず ■ 陶磁器製のこ登 ■ 集魚灯 | | ● |
| 廃油 ■ 廃潤滑油 ■ ビルジ ■ 塗料 | | ● |
| 紙くず ■ ダンボール ■ 包装資材 | ● | |
| 木くず ■ 木製魚箱 ■ 船舶の内装材 ■ 木製パレット | ● | ● (木製パレット) |
| 繊維くず ■ 天然繊維ワエス類 | ● | |
| 魚介類残渣 ■ 貝殻 ■ 付着物残渣 | ● | |

III 漁業系廃棄物の現状②

漁業系廃棄物の問題点

- ・ 漁港、海岸、河川等への放置、不法投棄処分が発生している。
- ・ 中国の廃プラスチック類の輸入規制等の影響を受け、処理費用が高騰している。
- ・ 廃棄漁具の受入可能な処分業者が不足しており、探すことが困難である。 等



- 「V 漁業系廃棄物の処理方法」に
- ・ 法令改正に伴う新たな処理基準や強化された罰則を新たに追加
 - ・ 処理費用の低減に資する自己処理や発生抑制の事例を新たに追加
 - ・ 廃棄物処理の委託先の探し方を新たに紹介

IV 漁業系廃棄物対策の現状

漁業系廃棄物対策

- ・ 漁業系廃棄物の計画的な処理を推進する必要性から、水産庁により「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」が策定された。

指針のコンセプト

- ① 廃棄物処理法の基本に立ち返り、事業者たる漁業者自身が主体となった取組を基本的な枠組みとしつつ、
- ② 実行可能性・継続性を重視し、個々の漁業者が実行・継続することが可能な簡易な取組を提示した上で、
- ③ 集団的処理が効率的と考えられるもの（一定の地域内で単一種類の廃棄物が大量に発生するもの）について、漁業者団体等がその計画的処理を推進する枠組みを提案する。

指針の概要

漁業者及び漁業者団体等が、漁業系廃棄物について、発生量・発生時期を把握し、処理方法及び費用等を検討・整理し、処理計画としてまとめ、計画的な処理を実行する手順を手引き。

V 漁業系廃棄物の処理方法①

法令改正の反映

・保管基準、収集・運搬基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務、野外焼却禁止、焼却炉の設置許可・届出制度、最終処分場の規模要件撤廃並びにこれらに係る罰則の強化に係る規定の反映

保管基準

廃棄物が飛散・流出しないための措置をとるなど、廃棄物処理法の保管基準を守って保管しなければならない。



収集・運搬基準

運搬に用いる車体の両側面に、氏名又は名称や廃棄物の種類などを明示しなければならない。



マニフェスト交付義務

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、その引き渡し時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

| 送付者 | | 受取者 | | 備考 | |
|--------|--------|--------|--------|----|--|
| 氏名又は名称 | 住所 | 氏名又は名称 | 住所 | | |
| 〒 | 〒 | | | | |
| 市町 | 市町 | 市町 | 市町 | | |
| 番 | 番 | 番 | 番 | | |
| 号 | 号 | 号 | 号 | | |
| 電話 | 電話 | 電話 | 電話 | | |
| 代表者名 | 代表者名 | 代表者名 | 代表者名 | | |
| 姓 | 姓 | 姓 | 姓 | | |
| 名 | 名 | 名 | 名 | | |
| 代表者職 | 代表者職 | 代表者職 | 代表者職 | | |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | | |
| 姓 | 姓 | 姓 | 姓 | | |
| 名 | 名 | 名 | 名 | | |
| 職 | 職 | 職 | 職 | | |
| 住所 | 住所 | 住所 | 住所 | | |
| 〒 | 〒 | 〒 | 〒 | | |
| 市町 | 市町 | 市町 | 市町 | | |
| 番 | 番 | 番 | 番 | | |
| 号 | 号 | 号 | 号 | | |
| 電話 | 電話 | 電話 | 電話 | | |
| 代表者名 | 代表者名 | 代表者名 | 代表者名 | | |
| 姓 | 姓 | 姓 | 姓 | | |
| 名 | 名 | 名 | 名 | | |
| 代表者職 | 代表者職 | 代表者職 | 代表者職 | | |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | | |
| 姓 | 姓 | 姓 | 姓 | | |
| 名 | 名 | 名 | 名 | | |
| 職 | 職 | 職 | 職 | | |
| 受取物の種類 | 受取物の種類 | 受取物の種類 | 受取物の種類 | | |
| 品名 | 品名 | 品名 | 品名 | | |
| 数量 | 数量 | 数量 | 数量 | | |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | | |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | | |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | | |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | | |

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

出典：全国産業資源循環連合会

V 漁業系廃棄物の処理方法①

最終処分場の規模要件 撤廃

廃棄物を埋立処分する場合には、規模にかかわらず、自己処理として行う場合も含めて、施設設置許可が必要。



その他（委託契約図、基準の記載など）

排出事業者は、委託基準に従って、委託する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約しなければならない。

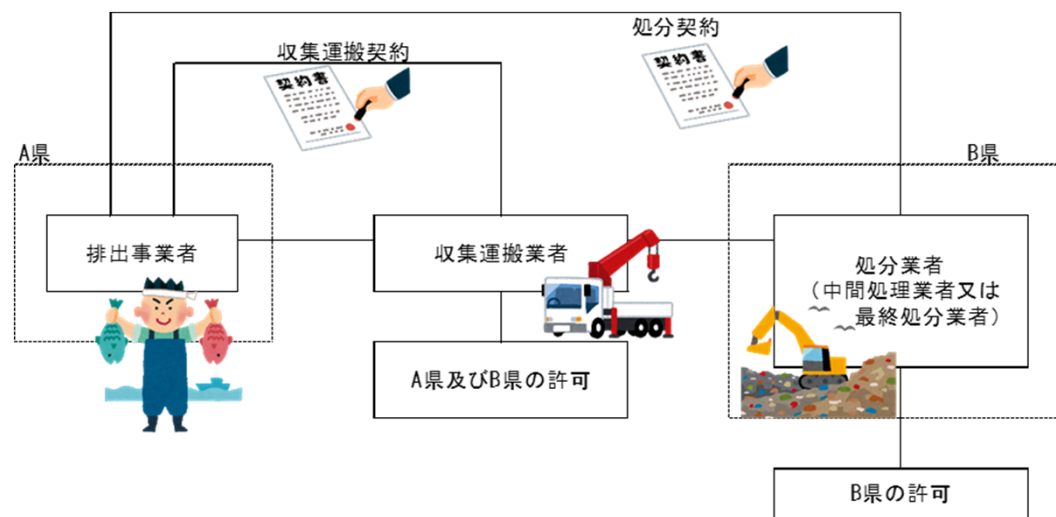


罰則の強化

不法投棄に対して、5年以下の懲役若しくは1千万円（法人3億円）以下の罰金又は併科が科されうる。

野外焼却禁止

野外焼却は原則禁止。事故処理で焼却する場合、廃棄物処理法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に適合して行わなければならない。



V 漁業系廃棄物の処理方法②

自己処理の事例

処理委託費用の低減に資する自己処理の事例について紹介

| 廃棄物の種類 | | 処理方法 | |
|--------|---------------|----------|-------------------------------------|
| 漁船漁業 | 廃プラスチック類 | 漁網 | 付着物の除去、フロートやおもりの回収、切断、プラスチック素材ごとの分別 |
| | | 化繊ロープ類 | 付着物の除去、切断、プラスチック素材ごとの分別 |
| | 廃プラスチック類、金属くず | 鉛入り漁網ロープ | 付着物の除去、プラスチックと鉛の分別 |
| | | FRP船 | 付着物の除去、抜油、バッテリーその他手で降ろせる全てのものの除去 |
| | 魚介類残渣 | 貝殻、付着物残渣 | 付着物の除去 |
| えさの残渣 | | 乾燥 | |



漁網の切断



発泡スチロール製フロートの破砕



付着物の除去

V 漁業系廃棄物の処理方法③

循環的な利用等の事例

循環型社会の形成を推進するための具体的な事例（詳細については参考資料5-1から5-6）について紹介

| 循環的な利用の方法 | 循環的な利用等の例 |
|--------------|--------------------------|
| ① 発生抑制 | 網やロープの補修 等 |
| ② 環境配慮設計 | 生分解性カキ養殖用パイプ |
| ③ 自ら再使用 | フロートカバー 等 |
| ④ 売却、メーカー下取り | バッテリーや金属資材 等 |
| ⑤ 再使用目的の譲渡 | 農業用資材 等 |
| ⑥ 広域認定 | FRP船舶 |
| ⑦ 再生利用 | 漁網や発泡スチロール製フロートの原料・燃料化 等 |



漁網の材料リサイクル
写真：リファインバース（株）より提供



使用済フロート



ペレット製造

発泡スチロール製フロートの材料リサイクル

写真：（株）西原資源より提供

参考資料

産業廃棄物処理の委託先について

漁業者が産業廃棄物処理の委託先を探す際の参考となる情報を掲載



優良産廃処理業者の検索が可能
(優良産廃ナビ)



FRP船リサイクルの相談先である全
国の登録販売店を掲載
(日本マリン事業協会HP)



全国の産業資源循環協会の連絡先
を掲載
(全国産業資源循環連合会HP)

